

第 63 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 25 年 10 月

福井県人事委員会

(ページ調整のための白紙)



人委第360号  
平成25年10月7日

福井県議会議長 笹岡 一彦 様  
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会  
委員長 川上 賢正

### 職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。  
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

## 報 告

## 1 職 員 の 給 与

## (1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成25年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,326人であって、これら在職者の平均年齢は42.5歳であり、また、その男女別構成は男58.2%、女41.8%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料336,057円、扶養手当9,790円、地域手当5,038円、計350,885円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料360,132円、扶養手当8,434円、地域手当5,708円、計374,274円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分	平 均 給 与 月 額										
	給 料	336,057	323,434	391,587	382,970	368,958	465,579	306,637	314,141	278,041	360,132
	扶 養 手 当	9,790	11,620	8,966	6,730	11,531	15,778	4,737	2,804	2,523	8,434
	地 域 手 当	5,038	4,472	5,239	5,134	5,144	73,991	4,096	4,134	3,647	5,708
	計(円)	350,885	339,526	405,792	394,834	385,634	555,267	315,470	321,078	284,211	374,274
在職者数(人)		3,348	1,710	2,206	4,636	270	144	285	705	22	13,326
性 別 (人)	男	2,341	1,590	1,273	2,040	216	123	122	52	3	7,760
	女	1,007	120	933	2,596	54	21	163	653	19	5,566
学 歴 (人)	大 学	2,101	994	2,023	4,480	254	144	191	229	13	10,429
	短 大	396	35	79	156	10		93	470	9	1,248
	高 校	842	681	103		6		1	6		1,639
	中 学	9		1							10
平均年齢(歳)		42.3	39.2	43.9	44.2	42.3	42.8	38.1	38.2	33.3	42.5
平均経験年数(年)		21.0	18.2	21.4	21.7	19.6	19.3	16.0	16.8	10.5	20.6

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

## (2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,807人で、全職員の43.6%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.9人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,434円（受給職員平均では19,355円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,807	43.6	0.9 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,434 〔受給職員 平均では 19,355〕
扶養親族 1人	1,821	13.7		
2人	2,093	15.7		
3人	1,409	10.6		
4人	402	3.0		
5人	68	0.5		
6人以上	14	0.1		
扶養手当非受給職員	7,519	56.4		
計	13,326	100.0		

## (3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,839人で全職員の36.3%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,466人（30.3%）、自宅居住者3,373人（69.7%）となっている。

なお、借家・借間における受給職員1人当たりの平均手当月額は25,446円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分			該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
			人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員			4,839	100.0	
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	2	0.0	25,446
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	588	12.2	
		手当額27,000円の受給者	876	18.1	
		小 計	1,466	30.3	
	自宅	手当額2,500円の受給者	3,373	69.7	

#### (4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,122人で全職員の83.5%を占めており、その内訳は交通機関等利用者730人(6.6%)、交通用具使用者10,121人(91.0%)、併用者271人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,189円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は0人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,868人(97.5%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,122	100.0	
交通機関等利用者		730	6.6	10,189
55,000円までの者		730	6.6	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,121	91.0	11,406
自転車		234	2.1	
原動機付自転車等		19	0.2	
自動車		9,868	88.7	
併 用 者		271	2.4	14,786
55,000円までの者		271	2.4	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ( )内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

## 2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 115 事業所を対象に、「平成 25 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,180 人および研究員、医師等 56 職種の 487 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

なお、本年調査から民間給与の状況をできる限り広く把握するため、これまで調査対象産業としてこなかった「宿泊業、飲食サービス業」等も含め、対象を全産業に拡大して実施した。

### (1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 18.5%（昨年 15.8%）、ベースアップを中止した事業所は 11.0%（同 24.4%）、ベースダウンを実施した事業所は 1.2%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 83.5%（昨年 84.4%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 24.0%（昨年 23.3%）、減額となっている事業所の割合は 12.8%（同 10.4%）、変化のない事業所が 46.7%（同 50.6%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	18.5	11.0	1.2	69.3
課 長 級	17.6	9.1	0.0	73.3

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施				定期昇給停 止	定期昇給制 度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	92.2	83.5	24.0	12.8	46.7	8.7	7.8
課 長 級	89.1	80.7	25.7	9.7	45.6	8.4	10.9



## (2) 民間における諸手当の支給状況

### (家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,721円
配偶者と子1人	17,890円
配偶者と子2人	22,443円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### (住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	32.0
うち借家・借間居住者に支給	(79.2)
うち自宅居住者に支給	(53.1)
非支給	68.0

(注) 「うち借家・借間居住者に支給」および「うち自宅居住者に支給」の欄は、支給事業所に占める割合である。

## (3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第9表に示すとおり、平成25年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は29.7%（昨年27.3%）となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制21.2%（昨年11.0%）、残業の規制11.3%（同9.7%）、部門の整理・部門間の配転8.4%（同3.4%）となっている。

さらに、第10表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カット等を実施した事業所は、一般の従業員（係員）について4.7%（昨年13.0%）、管理職（課長級）について3.8%（同11.9%）となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について2.8%（同4.0%）、管理職について4.8%（同5.8%）となっている。

第9表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	21.2
転籍出向	1.9
希望退職者の募集	2.1
正社員の解雇	1.0
部門の整理・部門間の配転	8.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.7
残業の規制	11.3
一時帰休・休業	7.9
ワークシェアリング	0.0
賃金のカット	5.8
計	29.7

(注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している企業の割合は、11.6%である。

第10表 民間における賃金カット等の実施状況

(単位：%)

役職段階	項 目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員		4.7	2.8
課 長 級		3.8	4.8

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業またはワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

前記の「平成 25 年福井県職員給与実態調査」および「平成 25 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレース比較）し、その較差を算定したところ、第 11 表に示すとおり、民間給与が職員給与を 88 円（0.02%）上回った。

第 11 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	368,100 円
職員給与 (B)	368,012 円
較 差 (A) - (B)	88 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.02%

なお、福井県一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（以下「特例条例」という。）施行後の 7 月分の職員給与は 342,949 円である。

（※）特例条例による減額の実施期間：平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

#### (2) 特別給

「平成 25 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 12 表に示すとおり所定内給与月額との 3.95 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数は 3.95 月と均衡している。

第 12 表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均給与月額	下半期 (A1)	334,704 円
	上半期 (A2)	336,927 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	664,121 円
	上半期 (B2)	664,340 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	1.98 月分
	上半期 (B2/A2)	1.97 月分
年 間 の 合 計	3.95 月分	

（注） 下半期とは平成 24 年 8 月から平成 25 年 1 月まで、上半期とは平成 25 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

## 4 生 計 費 等

### (1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.4ポイントの下落となっている。

また、家計調査（総務省）の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ140,250円、160,830円、181,360円、201,930円となった。

（参考資料第17表、第19表）

### (2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.4ポイント改善し、4.1%（季節調整値）となっている。本県においては、今年4月から6月までの3か月の完全失業率の平均値は前年同時期と比べ0.3ポイント改善し、2.8%（モデル推計値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.01ポイント下落し、1.16倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第19表）

## 5 人事院の報告等

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告し、あわせて、国家公務員制度改革等に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

### (1) 給与等に関する報告の骨子

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を实地調査（完了率88.6%）

- \* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） 76円 0.02%  
（給与減額支給措置による減額後） 29,282円 7.78%  
行政職俸給表（一）…現行給与（減額前）405,463円 平均年齢43.1歳  
（減額後）376,257円
- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
  - \* 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月（減額前））は、民間の支給割合（3.95月）と均衡しており、改定は行わない
  - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案  
（参考）減額後の公務の支給月数3.56月分相当

#### III 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討

- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
  - \* 民間賃金水準の低い全国1/4の12県の官民格差と全国の格差との率の差は実質的に2ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
  - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
    - 人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
  - ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方
    - 業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
  - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討
- \* 給与構造改革における昇給抑制の回復
  - 平成26年4月1日の昇給回復は、45歳未満の職員を対象とし、最大1号俸上位の号俸に調整

#### IV 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

- 雇用と年金の確実な接続のための取組
  - ・ 職員に対する周知、希望聴取
  - ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
  - ・ 再任用に関する苦情への対応
  - ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等
- 再任用職員の給与
  - ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
  - ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半
  - \* 年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出(平成23年)に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

#### V 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

## (2) 国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

### I 国家公務員制度改革についての基本認識

- 1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点
  - ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点から十分な議論が必要
  - ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性のある制度設計を行う必要
  - ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要
- 2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点
  - (1) 幹部職員人事の一元管理
    - 内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要
  - (2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管
    - ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
    - ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

(3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

II 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適正を判断して選抜を行うなど、能力・適正に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

(2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

2 採用試験等の見直し

(1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成27年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

(2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成27年度試験日程等について検討。平成26年度試験日程の発表と合わせて周知

3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

(2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

## 6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講じる必要があると認める。

### (1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点（特例条例による減額前）で、職員の給与と民間給与は、月例給、特別給ともにおおむね均衡していることが確認された。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与の状況などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および期末・勤勉手当の改定は行わないことが適切であると判断した。

また、自宅に係る住居手当については、平成21年12月の国の廃止以降、本県においても、他の都道府県の動向等を注視し、そのあり方について検討を進めてきたところである。本年4月時点で多くの都道府県が当該手当を廃止、あるいは廃止を決定していること、また、同種の手当を支給している県内民間事業所も減少していることから、本県においても当該手当を本年度限りで廃止することが適当であると判断した。

### (2) 給与構造の改革

平成18年度から実施した給与構造改革では、給料表水準の引下げを行う一方で、個々の職員の給料引下げについては、経過措置を設けて行ってきた。

国においては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成26年3月末に当該経過措置を廃止するとともに、経過措置が段階的に解消されることにより生じる原資を用いて、平成24年、平成25年および平成26年の4月1日に、人事院規則で定める職員の昇給回復を行うこととした。

本県において、経過措置の廃止を行うことは、依然として職員に与える影響が少なくないことから、他都道府県の動向や本県の実情等を考慮するとともに、今後、人事院が検討することとしている国家公務員の給与制度の総合的な見直しの動向も踏まえ、廃止および昇給回復について引き続き検討を進めることが必要である。

### (3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題となっている。

本県においては、超過勤務の縮減に向けて、これまでも全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

また、年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のための様々な取組がなされているが、次世代育成支援対策推進法に基づき各任命権者が策定した第2期特定事業主行動計画での目標取得日数に達するよう、引き続き休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

総実勤務時間を短縮するためには、任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化や意思決定の迅速化等により、超過勤務の縮減や適正な人員配置に取り組むとともに、職場管理者にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内での協働作業等により業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりがタイムマネジメント意識・コスト意識を



持って、日ごろから計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。

特に、学校現場においては、学校業務の多様化・過密化が解消されず、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間の確保が難しい状況にある。このため、校長等は教職員一人ひとりの勤務時間の実態を把握することはもとより、学校の運営状況に応じた勤務時間の割振りを適正に行い、教職員が日々の教育活動に専念するための時間を拡充できるよう創意工夫を行うとともに、教育委員会としても引き続き学校の実情の把握および改善策の検討に努め、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、長時間勤務の解消や教育活動の充実に向けてより一層取り組む必要がある。

#### (4) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上にもつながるものである。

前述の第2期特定事業主行動計画は、平成22年度から実施され、各任命権者の様々な取組により、一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業、配偶者出産休暇の取得については、これらの制度の周知徹底や意識啓発等による一層の取得促進策ならびに休業・休暇を取得しやすい職場環境の整備が求められる。

各任命権者においては、引き続き、計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力されるとともに、今後とも、男女が家庭・地域・会社でそれぞれ活躍できるよう支えあう社会の構築に向け、県が先導的役割を果たすためにも実効性ある仕事と家庭の両立支援をより一層推進していくことを要望する。

#### (5) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを的確に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要であり、個々の職員においても自らが自分の心身の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが不可欠である。また、職場管理者にあっては、日ごろから職員とコミュニケーションを図り日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に引き続き努める必要がある。

各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組と併せて、療養中の職員の円滑な職場復帰および再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、一定の成果が見られるところであるが、心身の故障による休職者数の減少には至っていないことから、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。

さらに、職場におけるパワー・ハラスメントおよびセクシャルハラスメントについては、組織の正常な業務運営の障害となり得るとともに、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものであることから、職場管理者にあっては、こうした点に十分留意し、活力ある職場環境づくりに努めていくことが望まれる。

## (6) 能力・実績に基づく人事管理の推進

国においては、平成 19 年 7 月の国家公務員法改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして新たな人事評価制度が導入され、平成 21 年 4 月から施行されている。

本県では、知事部局および警察本部において、人事評価制度を導入し、公平・公正な人事評価に努めているところである。

今後とも引き続き職員の理解と納得を得ながら人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づく人事管理を行うことが必要である。

## (7) 公務員の高齢期雇用

国家公務員の年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については、本年 3 月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、現行の再任用の仕組みにより年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、地方公務員についても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた措置を講ずるよう国から要請があったところである。

今年度以降、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、各任命権者においては、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を生かせるよう、職域の拡大などの検討をしていく必要がある。

## (8) 職員採用試験の検討

平成 27 年度卒業・修了予定者の就職活動時期については、学生の学修時間の確保や教育の充実を図るため、実施時期の後ろ倒しの検討が進められている。また、国家公務員採用試験についても、政府から人事院に対しこれに準じて必要な措置をとるよう要請があったところである。

本県の職員等の採用においても、民間における就職活動後ろ倒しへの取組み状況および国家公務員採用試験の見直しの動向を注視し、受験者の準備期間や就職活動への影響も考慮しながら、その対応について検討する必要がある。

## (9) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励することが必要である。

各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図るとともに、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や生活態度を常に把握し、職場全体の倫理観の向上に、より一層努めることが必要である。

## (10) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等

をもたらし、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

なお、本年7月から実施されている給与減額措置は人事委員会勧告に基づかない異例なものであり、期間が長期化すれば職員の士気の低下を招くことが懸念される場所である。職員給与の減額期間終了後は、本委員会における給与勧告に基づく本来の適正な給与水準を確保されるよう強く望むものである。

# 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）を改正することを勧告する。

## 1 住居手当の改定

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する住居手当は、廃止すること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成25年職員給与実態調査の概要	17
第1表 部局別、給料表別職員構成	18
第2表 給料表別人員の推移	18
第3表 給料表別、学歴別職員構成	19
第4表 平均給与月額の前年比較	19
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	20
第6表 給料表別、級別平均経験年数	30
第7表 給料表別年齢構成	31
第8表 扶養手当の支給状況	32
第9表 職員の通勤状況	32
第10表 住居手当の支給状況	34

## 2 民間給与関係資料

平成25年職種別民間給与実態調査の概要	35
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	36
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	36
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	37
第14表 民間における初任給の改定状況	47
第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	47
第16表 民間における賞与の配分状況	47

## 3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	49
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	50
第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	50

## 4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	51
-------------	----

# 1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)



## 平成25年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成25年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

### (2) 調査の範囲

平成25年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

### (3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

### (4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

## 第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,379	26	10	13	252	5	4	94	29	178	64	294	3,348
警察職												1,710	1,710
教育職(一)								1,479	727				2,206
教育職(二)										2,920	1,716		4,636
研究職	230				24							16	270
医療職(一)	144												144
医療職(二)	250								7	24	4		285
医療職(三)	704											1	705
福祉職	22												22
合計	3,729	26	10	13	276	5	4	1,573	763	3,122	1,784	2,021	13,326

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

## 第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月											
		15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月	
行政職	職員数	3,702	3,636	3,581	3,559	3,498	3,405	3,338	3,288	3,215	3,336	3,348	
	指数	110.6	108.6	107.0	106.3	104.5	101.7	99.7	98.2	96.0	99.6	(100.0)	
警察職	職員数	1,579	1,596	1,612	1,637	1,648	1,648	1,655	1,655	1,647	1,700	1,710	
	指数	92.3	93.3	94.3	95.7	96.4	96.4	96.8	96.8	96.3	99.4	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,337	2,322	2,328	2,317	2,310	2,277	2,249	2,248	2,247	2,246	2,206	
	指数	105.9	105.3	105.5	105.0	104.7	103.2	101.9	101.9	101.9	101.8	(100.0)	
教育職(二)	職員数	4,913	4,859	4,843	4,866	4,838	4,783	4,734	4,686	4,644	4,637	4,636	
	指数	106.0	104.8	104.5	105.0	104.4	103.2	102.1	101.1	100.2	100.0	(100.0)	
研究職	職員数	336	328	322	316	306	304	296	291	286	279	270	
	指数	124.4	121.5	119.3	117.0	113.3	112.6	109.6	107.8	105.9	103.3	(100.0)	
医療職(一)	職員数	117	122	123	122	120	121	125	137	137	136	144	
	指数	81.3	84.7	85.4	84.7	83.3	84.0	86.8	95.1	95.1	94.4	(100.0)	
医療職(二)	職員数	313	308	290	267	263	260	266	276	282	271	285	
	指数	109.8	108.1	101.8	93.7	92.3	91.2	93.3	96.8	98.9	95.1	(100.0)	
医療職(三)	職員数	621	635	617	637	641	680	670	683	691	691	705	
	指数	88.1	90.1	87.5	90.4	90.9	96.5	95.0	96.9	98.0	98.0	(100.0)	
福祉職	職員数	35	30	30	30	31	29	26	26	25	24	22	
	指数	159.1	136.4	136.4	136.4	140.9	131.8	118.2	118.2	113.6	109.1	(100.0)	
合計	職員数	13,953	13,836	13,746	13,751	13,655	13,507	13,359	13,290	13,174	13,320	13,326	
	指数	104.7	103.8	103.2	103.2	102.5	101.4	100.3	99.7	98.9	100.0	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,101	62.8	396	11.8	842	25.1	9	0.3	3,348	(100.0)	2,341	69.9	1,007	30.1
警察職	994	58.1	35	2.0	681	39.8			1,710	(100.0)	1,590	93.0	120	7.0
教育職(一)	2,023	91.7	79	3.6	103	4.7	1	0.0	2,206	(100.0)	1,273	57.7	933	42.3
教育職(二)	4,480	96.6	156	3.4					4,636	(100.0)	2,040	44.0	2,596	56.0
研究職	254	94.1	10	3.7	6	2.2			270	(100.0)	216	80.0	54	20.0
医療職(一)	144	100.0							144	(100.0)	123	85.4	21	14.6
医療職(二)	191	67.0	93	32.6	1	0.4			285	(100.0)	122	42.8	163	57.2
医療職(三)	229	32.5	470	66.7	6	0.9			705	(100.0)	52	7.4	653	92.6
福祉職	13	59.1	9	40.9					22	(100.0)	3	13.6	19	86.4
合計	10,429	78.3	1,248	9.4	1,639	12.3	10	0.1	13,326	(100.0)	7,760	58.2	5,566	41.8

(注) 「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成25年(A) (円)				平成24年(B) (円)				比率 (A) / (B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	336,057	9,790	5,038	350,885	336,941	9,964	5,074	351,979	99.7	98.3	99.3	99.7
警察職	323,434	11,620	4,472	339,526	328,396	12,071	4,528	344,995	98.5	96.3	98.8	98.4
教育職(一)	391,587	8,966	5,239	405,792	389,634	9,155	5,207	403,997	100.5	97.9	100.6	100.4
教育職(二)	382,970	6,730	5,134	394,834	384,621	6,941	5,161	396,723	99.6	97.0	99.5	99.5
研究職	368,958	11,531	5,144	385,634	376,741	11,511	5,238	393,490	97.9	100.2	98.2	98.0
医療職(一)	465,579	15,778	73,911	555,267	469,102	16,070	74,781	559,953	99.2	98.2	98.8	99.2
医療職(二)	306,637	4,737	4,096	315,470	310,516	5,196	4,157	319,869	98.8	91.2	98.5	98.6
医療職(三)	314,141	2,804	4,134	321,078	317,117	2,834	4,174	324,125	99.1	98.9	99.0	99.1
福祉職	278,041	2,523	3,647	284,211	284,355	2,854	3,733	290,942	97.8	88.4	97.7	97.7
合計	360,132	8,434	5,708	374,274	361,856	8,659	5,704	376,219	99.5	97.4	100.1	99.5

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 号給級	号																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政	1								1	1			2	3		2	2	1		4	1	1	2	5	3	5	2	6	44	8	
	2								1	6	1	39	8	5	35	11	10	27	17	15	16	12	14	14	10	24	10	8	11	19	
	3														1	1	5	22	12	19	9	15	11	13	17	19	21	18	21	17	
	4																											1	1	1	
	5																														
	6																						1								
	7					1																									
	8																						1			2		1	12	7	4
	9												1	1	3	3	2	2	1	2	3			1	2						
計																															
警察	1				13			12	2		3	14	10			10	2	2	1	7	39	2	49	6	9	8	8	6	10	5	
	2																	14	3	5	23	11	10	2	12	3	7	3	15	4	
	3			1					4		2	1	2	3	3	1	8	1	9	2	6	4	6		7	5	8	4	10	3	
	4										2								2	1	1	2		4	2	6	2	3	2	3	
	5																							1			1		1	1	
	6																														
	7									1																					
	8																														
	9																														
計																															
教育職(一)	1																				1							1			
	2				4			5	3	3	3	11		2	3	8	8	2	4	14	10	9	6	13	9	11	10	8	7	8	
	3																														
	4																										1	1	1		
計																															
教育職(二)	1																														
	2															13	1	6	20	15	2	2	23	12	10	12	31	20	3		
	3																														
	4																						3	5	3	10	10	11	3	2	
計																															

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 料 表	職 級	
3	44	8	8	5	41	13	5	3	32	10	6		3	13	3	3	5	2		2	1	1	1							1	行	
17	16	5	3	2	1		1		1		2																			2		
16	11	9	17	10	19	12	14	19	33	19	22	11	25	21	20	12	18	21	19	13	12	16	23	22	7	14	11	6	7	3	行	
	1	1	3	2	3	4	5	10	5	7	11	11	17	18	11	18	17	12	18	15	19	21	16	19	24	23	28	33	26	4		
												1				1		1				2	1	2	6	4	3	12	8	16	5	
													6	6	18	1	2	2	11	4	5	2	5	3	1			1		7		
4	5	2	2	4										3																8		
																															9	職
																											計					
6	5	4	6	2	2	1	6	2	2	3	3						1	2			1									1		
8	4	11	5	8	6	7	3	6	6	5	3	10	4	3	4	2	3	1	4	3	1	1	1							2		
6	6	1	4	2	12	3	8	7	5	5	12	9	11	7	9	8	6	6	6	9	7	5	4	4	2	2	4	2	1	3	警	
5	7	5	2	2	4	2	4	5	7	8	5	7	7	14	4	5	13	9	3	3	6	3	3	3	1	11	6	4	1	4		
1		1	1			2			1	1			1	1		3	3	1	2	3	1		4	2	4	1	1	4	3	5		
											1				1			1					1	1	1					6	察	
																							1	1	2				1	7		
																							6							8		
				5		1		1						1																9	職	
																											計					
			1		1					4	1		2			2	1	1	2	1	4				2	2	2	1	5	1	教	
	15	5	11	2	8	5	13	6	5	5	2	5	15	2	7	3	9	4	4	2	7	7	13	8	17	8	26	12	19	2	育	
																										1		4	2	3	職	
1	3	4	3	4	3	1	1	3	5	2	1	2	3		1															4	(一)	
																											計					
																														1	教	
9	28	18	13	35	26	15	29	32	26	25	39	5	24	19	35	18	21	15	24	9	31	5	11	18	29	13	17	20	25	2	育	
																															3	職
2	14	20	20	20	21	23	20	10	11	14	15	10	9	3	4	3		2												4	(二)	
																											計					

給料表 等級	等級																														
	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
行政	1			1																											
	2																														
	3	2	5	2		1			2	1	1	1	2					1												1	
	4	33	29	27	21	8	16	12	14	4	5	1	3	1	3	2	2	1	2			2	1	1		4	1	2	5	1	3
	5	20	25	22	26	27	20	20	27	28	18	21	19	28	18	15	17	24	22	25	21	30	16	18	22	16	22	33	24	22	21
	6	6	3	5	4	2	1	2	4	3	12	1	4	3	6	4	6	4	6	8	8	21	15	10	17	90					
	7			1																											
	8																														
	職	9																													
計																															
警察	1																														
	2																														
	3			1	1	3	1		2		2		1	3	1					1					1	1				3	
	4	2	3	5	4	4	3	6	1	1	3	3	3	2	3	5	1	3		3	5			3	2	4	1	2	2	3	
	5	3	5	2	3	4	4	1	3	6		5	3	10	2	4	2	8	5	3	5	2	4	4	7	6	8	12	3	9	9
	6	1	1	1	2		1	1		2		2		7	2				2	2	2	1	4	3	2	4	1	4	3	64	
	7	6							1	1		4		3	1	4		27													
	8	9																													
	職	9																													
計																															
教育職(一)	1	1	5	1	5	1	2	1	3	3	2			3	5	3	2			2	3	1	5		4	1	2	1	3	1	2
	2	10	14	13	19	7	11	5	10	10	17	6	17	3	6	21	25	7	15	24	36	10	17	10	22	12	21	13	26	7	17
	3	3	1	2	1	5	7	4	6	1	1	4	2	1	2	1		3			2										
	4																														
計																															
教育職(二)	1																														
	2	19	29	10	17	14	33	26	41	23	18	35	34	18	24	16	34	9	6	26	28	23	31	16	29	3	9	27	29	32	24
	3											2	1	1	15	14	17	9	8	10	6	9	14	11	13	13	14	20	15	13	14
	4																														
計																															

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	給 料 表	職 級		
																															1	政 職	
																															2		
		1			1			1																							3		
1	4	2	1	1	2	1	5		4	1		1	27																		4		
13	16	155																															5
																																	6
																																	7
																																	8
																																	9
																												計					
																															1	警 察 職	
																															2		
	1		1	1				1	1																						3		
1	1	5	3			3	5	1	2		6	4	4	3	3	4	6	3	7	4	3	4	2	5	11	8	8	8	6		4		
4	6	9	7	6	4	9	7	6	4	34																					5		
																																	6
																																	7
																																	8
																																	9
																												計					
1	2	1	1			2	1			1	1	1		5	2	2	3		1												1	教 育 職 (一)	
9	29	13	17	3	13	19	25	10	31	40	19	44	27	43	25	40	21	52	22	20	47	23	30	23	13	63	12	46	11	2			
																																	3
																																	4
																												計					
																															1	教 育 職 (二)	
23	31	21	13	26	39	15	20	28	38	16	30	15	35	16	27	19	37	35	69	45	56	94	72	61	61	99	57	79	76	2			
11	15	12	8	5	1	3		1	1																					3			
																															4		
																												計					

給料表	給 級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150			
		行 政 職	1																															
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
計																																		
警 察 職	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4	7	5	4	6	1	8	4	5	33																								
	5																																	
	6																																	
	7																																	
	8																																	
	9																																	
	計																																	
教 育 職 (一)	1																																	
	2	27	28	13	9	29	12	21	12	21	14	20	12	24	22	26	6	17	3	19	1	8	6	4	6	4	4	1			1			
	3																																	
	4																																	
	計																																	
教 育 職 (二)	1																																	
	2	68	63	55	71	62	51	67	39	67	40	59	37	41	27	33	29	43	24	46	32	39	50	47	39	25	34	39	17	21	19			
	3																																	
	4																																	
	計																																	



(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			306	187,156	1	行 政	38		
																			361	223,440	2				
																			722	293,325	3			1	
																			655	366,277	4				
																			908	401,011	5				
																			259	420,083	6				
																			69	436,035	7				
																			47	465,155	8				
																			21	506,047	9		職		
																			3,348	336,057	計		39		
																			264	199,296	1	警 察			
																			221	231,890	2				
																			289	267,503	3				
																			459	364,016	4			7	
																			283	418,589	5			1	
																			118	439,043	6				
																			53	449,312	7				
																			15	461,805	8				
																			8	476,233	9		職		
																			1,710	323,434	計		8		
																			120	287,402	1	教 育			
																			1,993	394,147	2			3	
																			53	461,899	3		職		
																			40	483,451	4		(一)		
																			2,206	391,587	計		3		
																						1	教 育		
22	11	15	1	12	5	1		1											4,092	374,705	2			2	
																				276	435,991	3		職	
																				268	454,564	4		(二)	
																			4,636	382,970	計		2		

給料表 等級	給料表																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
研究職	1																														
	2			1		1	2					3	3	1	7	1			5		1	6	5	1	6	2	1	3	3		
	3								1	1			2	1	1	1	1	2		3	2					1		1		1	
	4																														
	5																													1	
	計																														
医療職 (一)	1	3		2			2												1												
	2			1	1	7			6				4																		
	3	7	1		4		1	1		1		4			3	3	1	3	1	2		2			1	1	2	1			
	4																					1			1				2	2	
	計																														
医療職 (二)	1																						2			1					
	2			3			2	2	1	6	1	1		6		5	2	22	5	4	9	4	2	4	6	1	2	3			
	3														6	3		4	3	1	2	1	1	2	2	1		2			
	4																						1	3	1	1	2				
	5																											1	2		
	6																														
	計																														
医療職 (三)	1																														
	2										11				17		5	4	15	2	5	4	28	7	5	16	7	7	12		
	3											10	4	10	10	4	11	13	8	7	4	11	5	3	6	8	3	4	2		
	4															1	3	1	2	6	4	7	1	7	10	3	3	3	1		
	5															2	2	3	1	2	4	2	5	1	7	2	1	1	5		
	6																														
	計																														
福祉職	1																						2	2		1	1		1	1	
	2																								1				1	1	
	3																														
	4																														
	5																														
	計																														

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表																		
																															1																		
		2	1	1	1	2	2	1			1																				2	研究職																	
3	1	3		1	5	2	2		1	5		4	4	1			3		1	4	2	2		1	2	2	5	2	3																				
																															4																		
		2	1		2																										5																		
																																														計			
																																1	医療職																
																																2																	
	6		1		4	1			4	4	1	3	2	1					1	1						1				3																			
		2	1	1			2	1	3	2	1	2		1			2	2			4	2	1	1		1		1		4	(一)																		
																																															計		
	1		1																													1	医療職																
2	2	1																														2																	
	2	2	3	1	4	1																										3																	
2			2	1	1	2	1	1	1	1	1	1																			4																		
1	3	2	4	1			2	1	1		2	2	1		1	2	2	1	1	3	2		1	1	3	3		2	1	5																			
																																6	(二)																
								2	1	1	2																					7																	
																																															計		
																																	1	医療職															
4	5	17	7	6	4	1	2			1	2										1	1									2																		
2	2																																3																
1	3	1		1	1																											4																	
2	3	4	3	3	2	5	2	3	3	5		3	2	1	3	3	3	2	4	3	2	2	1	2	1	5	3	5	5	5	5																		
																						1										6	(三)																
																	1	1	1														7																
																																															計		
2		1																															1	福祉職															
	1								1																								2																
								1	1			1																					3																
																									1									4															
																																		5															
																																		6															
																																																計	

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
		研究職	1																												
2																															
3	2		2	2		1		1								1															76
4	2		1		1			1			1	1		1	1	2		2	1	1	1	2	3	2	8	2	1	1	1	6	
5																															
計																															
医療職(一)	1																														
	2																														
	3	1																													
	4	2		1				1								3			1	1	1	1									
	計																														
医療職(二)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5	1	1	1	1	1		1			2	1			1				1				1			48					
	6								1					2	1		5														
	計																														
医療職(三)	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5	5	3	4	3		2	3	7	4	6	3	10	3	3	6	12	7	9	4	6	5	6	5	1	5	2	3			
	6	1		1		1	1	1	1	1				1			1	1													
	計																														
福祉職	1																														
	2																														
	3																														
	4																														
	5																														
	計																														

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用	
																						1		4	
																					63	239,898	2	研	
																					159	391,787	3	究	1
																					42	459,805	4	職	
																					6	483,178	5		
																					270	368,958	計		5
																					8	253,325	1	医	
																					19	349,347	2	療	
																					70	456,874	3	職	
																					47	561,657	4	(一)	
																					144	465,579	計		
																					5	185,870	1		4
																					96	213,788	2		
																					41	257,538	3	医	
																					22	304,963	4	療	
																					106	396,700	5	職	
																					9	438,013	6	(二)	
																					6	446,356	7		
																					285	306,637	計		4
																							1		1
																					196	228,154	2		
																					127	264,602	3	医	
																					59	296,046	4	療	
			59																		309	385,980	5	職	
																					11	456,265	6	(三)	
																					3	464,317	7		
																					705	314,141	計		1
																					11	215,955	1		1
																					5	279,300	2	福	
																					3	348,233	3		
											2										3	433,405	4	社	
																							5		
																							6	職	
																					22	278,041	計		1

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男		2.9	7.1	15.2	22.9	28.9	33.1	34.1	33.3	33.9	21.8
	女		3.5	7.6	16.4	23.2	32.4	34.8	38.8	40.0		19.3
	計		3.1	7.3	15.6	23.0	29.9	33.2	34.4	33.5	33.9	21.0
警察職	男		3.0	5.6	10.4	24.2	30.8	32.6	32.6	35.7	36.6	19.0
	女		2.0	5.1	10.2	15.1						6.6
	計		2.8	5.5	10.3	24.0	30.8	32.6	32.6	35.7	36.6	18.2
教育職(一)	男		11.4	21.5	32.6	34.9						21.8
	女		16.1	20.9	32.7	35.7						20.7
	計		13.9	21.2	32.6	35.0						21.4
教育職(二)	男			19.0	31.1	34.4						21.9
	女			21.0	32.6	34.7						21.6
	計			20.2	31.4	34.4						21.7
研究職	男			5.1	21.7	33.9	36.0					21.2
	女			4.7	18.8							13.6
	計			5.0	21.1	33.9	36.0					19.6
医療職(一)	男		3.3	7.6	16.3	31.1						19.6
	女		2.0	8.5	16.5	30.7						17.0
	計		3.1	7.7	16.3	31.0						19.3
医療職(二)	男			4.3	10.4	14.0	27.0	33.6	35.7			18.2
	女		2.4	5.1	10.6	15.8	25.8	36.0				14.3
	計		2.4	4.8	10.5	15.2	26.3	33.9	35.7			16.0
医療職(三)	男			4.6	9.8	14.0	23.9	40.0				10.4
	女			4.7	9.7	13.8	27.2	37.1	37.0			17.3
	計			4.7	9.8	13.8	27.1	37.4	37.0			16.8
福祉職	男		3.0	9.0		33.0						15.0
	女		2.8	9.8	19.0	31.5						9.8
	計		2.8	9.6	19.0	32.0						10.5

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	2	96	188	219	289	383	421	393	350	2,341
	女	1	63	119	127	163	197	127	120	90	1,007
	計	3	159	307	346	452	580	548	513	440	3,348
警察職	男	18	134	263	240	171	125	128	229	282	1,590
	女	7	38	27	27	14	7				120
	計	25	172	290	267	185	132	128	229	282	1,710
教育職(一)	男		18	88	115	149	206	259	251	187	1,273
	女		16	56	89	176	195	152	136	113	933
	計		34	144	204	325	401	411	387	300	2,206
教育職(二)	男		35	156	194	231	256	378	480	310	2,040
	女		62	207	281	315	323	464	545	399	2,596
	計		97	363	475	546	579	842	1,025	709	4,636
研究職	男		6	22	22	21	36	34	36	39	216
	女		2	13	6	17	11	2		3	54
	計		8	35	28	38	47	36	36	42	270
医療職(一)	男		1	7	23	19	22	15	13	23	123
	女			1	4	5	6	1	2	2	21
	計		1	8	27	24	28	16	15	25	144
医療職(二)	男		5	30	15	12	11	7	18	24	122
	女		13	41	31	23	15	18	14	8	163
	計		18	71	46	35	26	25	32	32	285
医療職(三)	男		6	11	20	8		4	2	1	52
	女		40	125	124	84	66	58	97	59	653
	計		46	136	144	92	66	62	99	60	705
福祉職	男			1	1					1	3
	女		3	5	5	2	3			1	19
	計		3	6	6	2	3			2	22
合計	男	20	301	766	849	900	1,039	1,246	1,422	1,217	7,760
	女	8	237	594	694	799	823	822	914	675	5,566
	計	28	538	1,360	1,543	1,699	1,862	2,068	2,336	1,892	13,326

## 第8表 扶養手当の支給状況

### (1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
		1 人
2 人	2,093	579
3 人	1,409	772
4 人	402	298
5 人	68	54
6 人以上	14	13
計	5,807	2,348

### (2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.2	1.0	0.7	1.2	1.7	0.5	0.3	0.3	0.9

## 第9表 職員の通勤状況

### (1) 通勤方法

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局	3,729	532	154	9	2,164	2,327	186	3,045
各種委員会	334	62	9		197	206	33	301
県立学校	2,336	26	10	2	2,034	2,046	8	2,080
小・中学校	4,906	8	5	1	4,211	4,217	8	4,233
警察本部	2,021	102	56	7	1,262	1,325	36	1,463
計	13,326	730	234	19	9,868	10,121	271	11,122



(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局						計	区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計
	交通用具	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部								
2以上 3未満	自転車	100	7	6	3	28	144	30 ~ 32	54	4	46	29	10	143
	原動機付自転車	3					3							
3 ~ 4	自動車	126	8	116	384	128	762	32 ~ 34	43	2	19	28	4	96
	自転車	33	2	1	1	19	56							
4 ~ 5	原動機付自転車	1				1	2	34 ~ 36	38	1	20	14	9	82
	自動車	210	11	131	415	142	909							
5 ~ 6	自転車	10		1	1	3	15	36 ~ 38	23		17	8	5	53
	原動機付自転車	1				3	4							
6 ~ 8	自動車	150	14	149	413	113	839	38 ~ 40	9	3	9	4	3	28
	自転車	1		1		3	5							
8 ~ 10	原動機付自転車	1					1	40 ~ 42	16	1	8	3	2	30
	自動車	111	11	139	344	94	699							
10 ~ 12	自転車	3				3	6	42 ~ 44	20	1	7	4	3	35
	原動機付自転車	1			1		2							
12 ~ 14	自動車	178	21	221	596	145	1,161	44 ~ 46	16		9	4	2	31
	自転車	1		1			2							
14 ~ 16	原動機付自転車	1					1	46 ~ 48	10		9	2	3	24
	自動車	166	20	171	482	111	950							
16 ~ 18	自転車	1					1	48 ~ 50	9		3	1	1	14
	原動機付自転車	1		1			2							
18 ~ 20	自動車	148	18	184	416	101	867	50 ~ 52	2		5	1		8
	自転車	4					4							
20 ~ 22	原動機付自転車					1	1	52 ~ 54	3		1	1		5
	自動車	123	18	112	212	47	512							
22 ~ 24	自転車	121	15	146	260	95	637	54 ~ 56	5		1			6
	原動機付自転車													
24 ~ 26	自動車	97	14	101	116	47	375	56 ~ 58	6					6
	自転車	4					4							
26 ~ 28	原動機付自転車					1	1	58 ~ 60	6		2	1		9
	自動車	123	18	112	212	47	512							
28 ~ 30	自転車	114	11	126	176	54	481	60 ~	29		5	4	2	40
	原動機付自転車	1					1							
計	自動車	93	8	73	93	30	297	計	154	9	10	5	56	234
	自転車	70	5	61	79	26	241							
計	原動機付自転車							計	9		2	1	7	19
	自動車	63	5	44	19	20	151							
								計	2,164	197	2,034	4,211	1,262	9,868

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額	
		借 家 ・ 借 間				小 計		自 宅 手当額 2,500円の 受給者
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者				
行政職	1,326	1	105	211	317	1,009	25,638	
警察職	605		66	83	149	456	25,138	
教育職(一)	841		71	164	235	606	25,826	
教育職(二)	1,562		239	257	496	1,066	25,160	
研究職	131	1	18	33	52	79	25,094	
医療職(一)	78		7	24	31	47	25,994	
医療職(二)	101		15	29	44	57	26,068	
医療職(三)	189		65	72	137	52	25,509	
福祉職	6		2	3	5	1	26,000	
計	4,839	2	588	876	1,466	3,373	25,446	

## 2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 平成25年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会および人事院

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 396事業所

#### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から115事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係135人（うち行政職に相当する調査実人員128人）、初任給関係以外の調査職種4,532人（うち行政職に相当する調査実人員4,052人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、21,077人であり、行政職に相当するものは16,375人である。

### (5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	108	29	56	23
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	14	6	4	4
製造業	54	12	29	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	12	6	5	1
卸売・小売業	6	1	4	1
金融・保険業、不動産業	2	1	1	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	20	3	13	4

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が7事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	187,607	206,857	185,637	188,500
	短 大 卒	160,966	160,300	162,100	156,500
	高 校 卒	152,463	155,000	150,449	156,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	196,549	196,571	201,877	186,000
	短 大 卒	175,604	180,000	—	170,000
	高 校 卒	160,111	170,000	158,000	—
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	191,379	198,840	189,867	186,909
	短 大 卒	164,570	170,150	162,100	163,250
	高 校 卒	155,435	158,750	154,043	156,000

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

### 第 13 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

#### 1 公民給与比較の職種

##### (1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長	7	54.0	581,559	11,127	570,432	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	55.2	608,824	6,644	602,180	
	高校卒	3	52.4	546,915	16,824	530,091	
	工場長	10	53.4	724,124	81	724,043	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	53.2	842,534	156	842,378	
	短大卒	3	55.0	673,842	0	673,842	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	89	51.7	576,703	92	576,611	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	62	51.4	610,836	58	610,778	
	短大卒	9	53.4	483,622	0	483,622	
	高校卒	18	51.8	503,019	245	502,774	
	技術部長	56	51.8	576,731	293	576,438	同上
	大学卒	29	51.6	604,003	496	603,507	
	短大卒	11	51.7	541,129	215	540,914	
	高校卒	15	52.0	539,412	0	539,412	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務部次長	30	49.5	507,633	3,863	503,770	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	13	48.2	565,210	2,099	563,111	
	短大卒	5	49.1	538,029	0	538,029	
	高校卒	12	51.4	420,715	7,833	412,882	
技術部次長	21	51.5	576,311	0	576,311	同上	
大学卒	11	49.6	628,166	0	628,166		
短大卒	2	49.3	625,316	0	625,316		
高校卒	8	53.9	513,258	0	513,258		
事務課長	196	48.2	467,519	7,039	460,480	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	
大学卒	123	47.2	481,888	5,468	476,420		
短大卒	20	47.3	428,064	12,575	415,489		
高校卒	53	51.0	450,185	8,460	441,725		
技術課長	268	48.1	499,771	11,740	488,031	同上	
大学卒	130	46.2	483,033	7,183	475,850		
短大卒	37	49.1	510,001	11,346	498,655		
高校卒	101	49.9	515,507	17,147	498,360		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・技術関係職種	事務課長代理	105	46.5	444,875	20,624	424,251	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>
	大学卒	50	44.7	455,842	12,003	443,839	
	短大卒	13	46.0	338,244	0	338,244	
	高校卒	42	49.1	466,901	39,354	427,547	
	技術課長代理	46	47.6	599,163	102,683	496,480	同上
	大学卒	6	42.0	569,477	94,047	475,430	
	短大卒	4	47.0	679,111	103,501	575,610	
	高校卒	35	48.6	596,896	104,423	492,473	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	259	45.4	404,805	29,856	374,949	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	138	44.2	422,340	26,599	395,741	
	短大卒	36	44.1	370,665	36,100	334,565	
	高校卒	84	47.8	390,042	32,318	357,724	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	359	44.6	477,993	78,738	399,255	同上
	大学卒	173	41.5	475,347	94,654	380,693	
	短大卒	39	45.3	493,429	79,681	413,748	
	高校卒	146	47.8	477,848	61,526	416,322	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	218	40.8	357,100	40,626	316,474	
	大学卒	124	39.6	391,524	49,299	342,225	
	短大卒	27	39.8	301,311	32,766	268,545	
	高校卒	67	43.3	316,533	27,890	288,643	
	技術主任	186	38.3	391,293	69,004	322,289	
	大学卒	84	35.3	379,109	79,865	299,244	
	短大卒	22	39.4	374,827	50,812	324,015	
	高校卒	78	41.6	409,537	59,105	350,432	
中学卒	2	40.9	418,764	124,604	294,160		
事務係員	1,171	36.0	265,457	22,463	242,994		
大学卒	471	33.1	275,080	26,123	248,957		
短大卒	232	36.9	258,834	20,420	238,414		
高校卒	466	38.3	259,625	19,999	239,626		
中学卒	2	38.8	197,115	0	197,115		
技術係員	1031	32.2	309,864	48,452	261,412		
大学卒	435	30.4	303,231	53,993	249,238		
短大卒	137	34.6	301,115	38,313	262,802		
高校卒	454	32.7	316,748	47,321	269,427		
中学卒	5	49.3	365,910	2,624	363,286		



## (2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術 関係職種	支店長	6	54.2	596,756	12,414	584,342	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	55.2	608,824	6,644	602,180	
	高校卒	2	52.5	576,702	22,003	554,699	
	工場長	7	53.2	723,404	111	723,293	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	53.5	888,699	240	888,459	
	短大卒	2	54.2	677,591	0	677,591	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	31	51.9	654,150	3	654,147	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	25	51.8	663,572	4	663,568	
	短大卒	2	52.5	508,175	0	508,175	
	高校卒	4	52.3	662,078	0	662,078	
	技術部長	24	52.4	647,538	601	646,937	同上
	大学卒	15	51.1	641,432	964	640,468	
	短大卒	3	53.5	656,319	0	656,319	
	高校卒	5	54.7	626,427	0	626,427	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務部次長	8	48.7	569,976	2,111	567,865	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	6	49.1	560,558	2,728	557,830	
	短大卒	2	47.5	602,225	0	602,225	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	17	51.6	626,578	0	626,578	同上	
大学卒	10	50.3	651,225	0	651,225		
短大卒	2	49.3	625,316	0	625,316		
高校卒	5	54.5	588,183	0	588,183		
事務課長	76	48.6	528,151	2,059	526,092	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	49	47.6	536,555	683	535,872		
短大卒	5	47.4	477,657	0	477,657		
高校卒	22	51.0	523,717	5,201	518,516		
技術課長	185	49.2	522,766	11,222	511,544	同上	
大学卒	81	46.7	494,957	6,306	488,651		
短大卒	23	51.3	548,612	18,037	530,575		
高校卒	81	51.0	540,557	13,748	526,809		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	42	49.4	561,515	40,864	520,651	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>
	大学卒	16	49.6	565,793	10,529	555,264	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	25	50.0	568,873	63,021	505,852	
	技術課長代理	40	49.0	630,038	118,630	511,408	同上
	大学卒	3	44.1	766,179	237,743	528,436	
	短大卒	3	48.8	717,949	149,718	568,231	
	高校卒	33	49.2	614,819	107,657	507,162	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	128	47.8	473,576	31,679	441,897	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	76	46.8	495,338	25,441	469,897	
	短大卒	7	46.7	418,392	48,561	369,831	
	高校卒	44	49.5	447,216	39,057	408,159	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	252	45.0	507,499	87,924	419,575	同上
	大学卒	118	41.9	505,443	109,661	395,782	
	短大卒	25	45.6	529,171	94,689	434,482	
	高校卒	108	47.9	506,119	65,027	441,092	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	106	41.4	412,983	55,193	357,790	
	大学卒	69	41.3	449,674	67,116	382,558	
	短大卒	9	42.0	341,788	29,401	312,387	
	高校卒	28	41.4	345,834	34,186	311,648	
	技術主任	120	37.2	412,233	83,424	328,809	
	大学卒	55	34.2	396,452	98,197	298,255	
	短大卒	10	39.7	386,169	60,135	326,034	
	高校卒	54	40.6	435,312	67,723	367,589	
事務係員	422	38.0	307,855	33,549	274,306		
大学卒	151	35.3	318,414	42,188	276,226		
短大卒	73	39.1	307,963	32,795	275,168		
高校卒	197	39.6	300,385	27,264	273,121		
技術係員	588	31.6	325,880	53,599	272,281		
大学卒	186	29.0	319,120	62,787	256,333		
短大卒	69	31.7	313,275	43,683	269,592		
高校卒	329	32.4	330,503	52,071	278,432		
中学卒	4	52.0	377,455	0	377,455		

## (3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
工場長	3	54.0	726,048	0	726,048	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	2	52.5	757,212	0	757,212		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	55	51.7	549,157	139	549,018	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	36	51.5	587,840	89	587,751		
短大卒	6	54.0	487,135	0	487,135		
高校卒	13	51.4	461,120	334	460,786		
事務・ 技術 関係 職種	技術部長	23	51.9	550,142	0	550,142	同上
大学卒	10	52.0	607,421	0	607,421		
短大卒	5	53.3	513,262	0	513,262		
高校卒	8	51.0	510,376	0	510,376		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	21	50.3	494,934	4,712	490,222	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職	
大学卒	6	48.7	607,008	1,987	605,021		
短大卒	3	49.9	505,138	0	505,138		
高校卒	12	51.4	420,715	7,833	412,882		
技術部次長	3	49.5	381,132	0	381,132	同上	
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	51.9	370,411	0	370,411		
事務課長	110	48.5	442,874	10,093	432,781	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	68	47.5	462,704	8,726	453,978		
短大卒	13	48.2	423,801	19,703	404,098		
高校卒	29	51.1	402,734	9,142	393,592		
技術課長	63	46.0	470,353	17,004	453,349	同上	
大学卒	34	46.4	507,149	11,786	495,363		
短大卒	12	45.9	457,541	0	457,541		
高校卒	17	45.4	416,497	37,388	379,109		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・技術関係職種	事務課長代理	57	45.6	387,774	10,763	377,011	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職</li> </ul>
	大学卒	30	43.6	430,070	14,513	415,557	
	短大卒	10	47.7	329,616	0	329,616	
	高校卒	17	48.1	337,918	9,417	328,501	
	技術課長代理	5	40.6	457,837	24,636	433,201	同上
	大学卒	2	41.5	497,900	12,700	485,200	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	36.5	269,818	45,418	224,400	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	112	43.8	347,657	29,994	317,663	<ul style="list-style-type: none"> <li>係の長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	50	42.5	348,701	32,493	316,208	
	短大卒	27	44.4	368,657	35,130	333,527	
	高校卒	35	45.4	330,198	22,429	307,769	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	90	43.7	396,042	53,995	342,047	同上
	大学卒	45	40.2	402,304	58,969	343,335	
	短大卒	13	43.8	412,120	48,616	363,504	
	高校卒	32	48.2	382,834	49,551	333,283	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	86	41.1	309,520	26,600	282,920	
	大学卒	42	38.3	320,283	28,519	291,764	
	短大卒	11	39.0	313,053	47,832	265,221	
	高校卒	33	45.2	295,423	17,243	278,180	
	技術主任	51	41.4	342,522	35,481	307,041	
	大学卒	24	39.3	333,865	27,097	306,768	
	短大卒	10	37.8	367,008	38,047	328,961	
	高校卒	16	46.1	339,477	45,275	294,202	
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	606	34.0	240,414	15,050	225,364		
大学卒	275	31.7	252,519	17,025	235,494		
短大卒	130	36.0	235,558	10,868	224,690		
高校卒	201	35.8	227,924	15,071	212,853		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	334	33.8	280,226	34,939	245,287		
大学卒	175	31.5	290,641	41,877	248,764		
短大卒	49	38.0	290,746	33,168	257,578		
高校卒	109	35.6	255,331	23,304	232,027		
中学卒	x	x	x	x	x		

## (4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	3	49.7	454,550	0	454,550	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	x	x	x	x	x		
事務・ 技術 関係 職種	技術部長	9	50.2	479,950	226	479,724	同上
	大学卒	4	52.3	486,980	0	486,980	
	短大卒	3	48.0	488,743	677	488,066	
	高校卒	2	49.5	452,700	0	452,700	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	x	x	x	x	x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	x	x	x	x	x	同上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x		
事務課長	10	43.4	361,721	6,072	355,649	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	6	41.5	361,461	505	360,956		
短大卒	2	42.5	349,275	0	349,275		
高校卒	2	50.0	374,947	28,847	346,100		
技術課長	20	43.7	385,270	2,372	382,898	同上	
大学卒	15	43.5	386,526	3,163	383,363		
短大卒	2	42.5	376,740	0	376,740		
高校卒	3	45.0	384,675	0	384,675		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・技術関係職種	事務課長代理	6	40.5	328,117	0	328,117	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職
	大学卒	4	38.8	325,275	0	325,275	
	短大卒	2	44.0	333,800	0	333,800	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	x	x	x	x	x	同上
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	19	40.5	313,278	19,657	293,621	・ 係の長および係長級専門職
	大学卒	12	37.4	318,545	12,221	306,324	
	短大卒	2	35.0	270,662	14,662	256,000	
	高校卒	5	50.0	317,684	39,503	278,181	
	事務主任	-	-	-	-	-	-
	技術係長	17	42.3	352,622	36,466	316,156	同上
	大学卒	10	41.0	358,369	33,758	324,611	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	6	43.0	334,320	44,714	289,606	
	事務主任	26	37.7	275,093	23,538	251,555	
	大学卒	13	34.9	289,051	15,276	273,775	
	短大卒	7	38.1	240,272	17,181	223,091	
	高校卒	6	43.2	285,473	48,855	236,618	
	技術主任	15	40.3	333,658	29,162	304,496	
	大学卒	5	35.2	315,908	30,256	285,652	
	短大卒	2	44.5	349,314	52,679	296,635	
	高校卒	8	42.4	340,837	22,600	318,237	
	事務係員	143	37.4	231,101	16,838	214,263	
大学卒	45	33.1	241,877	17,822	224,055		
短大卒	29	35.1	226,534	27,172	199,362		
高校卒	68	41.3	226,375	12,027	214,348		
事務主任	x	x	x	x	x	-	
技術係員	109	32.6	278,537	47,838	230,699		
大学卒	74	31.9	287,785	54,487	233,298		
短大卒	19	40.4	269,346	25,767	243,579		
高校卒	16	27.9	235,162	34,881	200,281		
事務主任	-	-	-	-	-	-	

2 その他の職種

規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成25年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
技能・ 職種 労働 関係		人	歳	円	円	円	
技能・ 職種 労働 関係	電話交換手	4	54.5	147,970	2,970	145,000	
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	102	38.0	294,954	62,702	232,252	
	用務員	3	57.3	289,416	3,798	285,618	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	3	48.8	539,256	0	539,256	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	6	39.5	413,148	20,568	392,580	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	7	33.3	370,153	38,153	332,000	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	24	29.5	251,790	278	251,512	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	3	54.0	1,732,360	76,588	1,655,772	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	5	44.4	1,414,289	99,094	1,315,195	
	薬局長	x	x	x	x	x	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	9	38.8	345,408	10,708	334,700	
	診療放射線技師	12	42.4	386,053	31,174	354,879	
	臨床検査技師	16	43.9	358,188	14,564	343,624	
	栄養士	12	34.7	266,101	5,755	260,346	
	理学療法士	21	33.7	284,621	1,546	283,075	
	作業療法士	17	32.5	250,746	1,949	248,797	
	総看護師長	4	55.3	540,654	0	540,654	部下に看護師長5人以上
	看護師長	43	49.4	429,575	25,365	404,210	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	77	39.4	313,820	16,649	297,171	
准看護師	44	44.2	317,880	36,975	280,905		
教育 関係 職種	大学 教授	13	53.3	536,318	0	536,318	
	大学 准教授	14	43.0	449,503	0	449,503	
	大学 講師	10	33.4	358,223	0	358,223	
	大学 助教	-	-	-	-	-	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	-	-	-	-	-	
	高校 教頭	x	x	x	x	x	
高校 教諭	28	40.4	391,005	0	391,005		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員



**第 14 表 民間における初任給の改定状況**

項目 学歴	採用あり %	初任給の改定状況		
		増額 %	据置き %	減額 %
		大学卒	28.2	(10.6)
高校卒	11.0	(5.5)	(94.5)	(0.0)

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( ) 内は、採用がある事業所を 100 とした割合である。

**第 15 表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況**

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	22,000 円以上 23,000 円未満
-----------------------------------	-----------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

**第 16 表 民間における賞与の配分状況**

課長級		係員級	
一定率(額)分 %	考課査定分 %	一定率(額)分 %	考課査定分 %
42.9	57.1	50.5	49.5

(ページ調整のための白紙)

### 3 生計費関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

### （１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

### （２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 24 年 5 月から平成 25 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

### （参考）費用別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 24 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費用別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

## 第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,490 円	29,160 円	41,200 円	53,230 円	65,260 円
住居関係費	43,580	45,960	41,400	36,830	32,270
被服・履物費	3,030	3,020	5,250	7,470	9,700
雑費 I	18,740	32,570	41,620	50,660	59,710
雑費 II	10,460	29,540	31,360	33,170	34,990
合計	101,300	140,250	160,830	181,360	201,930

その2 全国

【平成25年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,470 円	30,270 円	42,780 円	55,270 円	67,760 円
住居関係費	49,860	52,580	47,360	42,150	36,930
被服・履物費	4,410	4,390	7,630	10,860	14,100
雑費 I	29,140	50,650	64,720	78,780	92,850
雑費 II	10,920	30,830	32,730	34,620	36,510
合計	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150

## 第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.412	0.582	0.752	0.921
住居関係費	0.976	0.879	0.782	0.686
被服・履物費	0.294	0.511	0.728	0.945
雑費 I	0.353	0.452	0.550	0.648
雑費 II	0.433	0.459	0.486	0.512

## 4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)



第19表 労働経済指標

項目		年月		平成24年								平成25年						
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全国	金額(円)	302,938	297,556	523,271	408,922	299,197	294,154	296,223	306,102	649,544	299,270	291,539	307,091	303,216	
				前年同月比(%)	1.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 2.0	0.4	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 1.8	0.8	△ 0.7	△ 1.2	0.1	
			福井県	金額(円)	277,500	268,764	458,607	384,569	276,422	265,984	269,580	271,332	581,800	265,857	269,024	280,928	268,846	
				前年同月比(%)	△ 0.5	△ 1.1	△ 3.7	△ 1.5	△ 0.6	△ 2.5	△ 1.7	△ 2.1	△ 5.3	△ 3.2	△ 0.7	△ 0.6	△ 3.0	
			きまって支給する給与	全国	金額(円)	293,019	289,048	290,433	289,540	288,158	288,377	289,631	289,524	289,445	285,798	287,924	289,471	292,839
				前年同月比(%)	0.8	1.1	0.2	0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.1	
			福井県	金額(円)	273,920	265,027	268,228	267,555	266,828	264,863	266,591	266,902	263,754	261,677	265,546	266,470	267,592	
				前年同月比(%)	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.6	△ 1.5	△ 2.4	△ 1.3	△ 1.5	△ 2.5	△ 2.3	△ 1.3	△ 1.5	△ 2.3	
	製造業	きまって支給する給与	全国	金額(円)	323,716	318,660	323,264	321,879	318,803	319,809	319,920	320,241	319,523	313,900	319,093	320,755	322,147	
				前年同月比(%)	2.6	2.2	1.4	0.5	0.1	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.5	
			福井県	金額(円)	284,491	276,750	281,499	279,531	278,252	278,883	279,924	280,339	275,452	268,996	277,339	274,559	277,682	
				前年同月比(%)	2.7	2.1	2.0	0.6	0.6	0.4	0.2	0.9	△ 1.6	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.0	△ 2.4	
全産業	総実労働時間数	全国	(時間)	153.6	148.3	154.9	153.2	148.4	148.1	152.5	155.3	148.6	139.1	145.4	146.7	154.0		
			うち所定外労働時間数(時間)	12.7	12.1	12.0	12.0	11.6	11.8	12.1	12.2	12.6	11.7	11.9	12.5	12.7		
		福井県	(時間)	159.6	150.3	160.5	157.4	153.2	153.5	157.8	160.9	153.5	141.3	152.8	151.2	160.1		
			うち所定外労働時間数(時間)	10.9	10.7	10.6	10.8	10.6	10.6	11.4	11.5	11.0	10.0	10.2	10.8	10.8		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全国	金額(円)	301,948	287,911	269,810	283,295	286,036	266,705	284,238	273,772	325,492	288,934	268,099	316,166	304,382		
		(集計世帯数 7,784)	前年同月比(%)	3.2	4.3	1.5	1.2	1.4	△ 1.2	△ 0.5	0.1	△ 0.8	2.1	0.1	4.1	0.8		
		人口5万人以上の都市	金額(円)	304,665	288,731	271,457	286,781	286,553	270,300	287,470	275,998	326,465	292,277	273,520	317,140	309,011		
		(集計世帯数 7,300)	前年同月比(%)	3.7	4.2	0.9	1.6	1.5	△ 0.7	0.1	0.2	△ 1.6	2.9	0.5	4.6	1.4		
		福井市	金額(円)	302,124	270,836	253,454	257,968	280,997	262,267	282,081	261,083	299,536	265,047	273,379	355,194	274,493		
		(集計世帯数 94)	前年同月比(%)	△ 10.8	△ 5.5	△ 4.6	△ 15.0	△ 2.6	△ 2.9	△ 8.7	△ 9.1	△ 12.8	△ 5.8	1.2	9.0	△ 9.1		
消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	0.4	0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.7			
	福井市	前年同月比(%)	0.7	0.7	0.2	△ 0.1	0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.4			
完全失業率 (総務省)	全国	(%)	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2	4.3	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	4.1	4.1			
	福井県	(%)	3.1			2.8			2.1			2.7			2.8			
有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	(倍)	0.79	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.82	0.83	0.85	0.85	0.86	0.89			
	福井県	(倍)	1.17	1.19	1.21	1.19	1.17	1.21	1.19	1.17	1.17	1.19	1.17	1.15	1.16			
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)	全国	前年同月比(%)	15.1	7.6	△ 0.6	0.1	△ 4.1	△ 7.6	△ 4.7	△ 5.5	△ 7.6	△ 6.0	△ 10.1	△ 7.2	△ 3.4			
	福井県	前年同月比(%)	10.9	10.8	15.0	19.1	11.0	8.6	6.8	2.9	9.3	9.5	4.4	6.0	6.4			

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30以上の事業所を対象とした。  
 2 消費支出についての集計世帯数は、平成24年4月から平成25年4月までの1か月平均を示す。  
 3 福井県の平成25年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。